

吹田市 農委だより

第74号

令和5年(2023年)
10月1日発行

編集・発行
吹田市農業委員会
吹田市泉町1丁目3番40号



写真は朝日が丘町の田んぼ

就任の御挨拶



吹田市農業委員会

会長 吉田 俊之

7月20日に行われました農業委員会の総会におきまして、委員各位の御推挙をいただき、会長の要職に就任させていただくことになりました。3期目の就任となり、誠に身に余る光栄とは存じますが、その重責に身の引締まる思いであります。

さて、気候変動の影響やロシアのウクライナ侵攻に伴う食料・燃料・肥料の価格高騰等により、農業分野についても厳しい状況が続いております。そのような中、政府は食料安全保障の強化を図るとともに、一次産業の持続的な成長を促進する必要があるとして、農業政策の指針となる「食料・農業・農村基本法」の改正に向けて検討を進めております。

また、令和5年4月1日から農地法の下限面積要件が廃止され、耕作放棄地を解消して小規模であっても担い手を増やす取組が進められる等、農業を取り巻く環境は大きく変化しております。

本市の農業は、都市化の進展による農地面積の減少、建築物等による日照不足など生産環境面の悪化や農業従事者の高齢化等、厳しい状況におかれておりますが、そのような中でも学童農園への取組や、新鮮な野菜、お米の生産と供給に力を入れている農業者も少なからずおられます。

私たちは、農業者の代表として、都市農業・農地の多面的な存在意義と農業者の実態について広く市民に理解を求めるとともに、関係機関の方々と協力して、農地の維持、保全に努めて参りますので、皆様の深い御理解と御協力を心からお願ひ申し上げます、会長就任の御挨拶とさせていただきます。

新しい農業委員が
決まりました

令和5年7月19日の任期満了に伴い、農業委員の募集を令和5年3月1日から令和5年3月31日まで行いました。

今回の募集では、農業者14名と、その他8名の合計22名の応募等があり、その中から吹田市議会の同意を得て、16名が選任されました。

そして、改選後初の農業委員会総会が7月20日に開催され、今期の役員を選出し新体制がスタートしました。

- | | | | | | | | | | |
|-----------|------|-------------|------|------------|------|-----|------|----|------|
| 農政専門委員会委員 | 山本元治 | 農政専門委員会副委員長 | 橋本家平 | 農政専門委員会委員長 | 田口末次 | 副会長 | 角田和子 | 会長 | 吉田俊之 |
|-----------|------|-------------|------|------------|------|-----|------|----|------|

どうぞよろしくお願ひします。

吹田・豊津地区



榎本 喜志郎



榎原 靖彦



角田 和子

春日地区



前田 義昭



水田 和真



山本 元治

千里地区



奥 祐次



西 盛



西川 聡志



吉田 俊之

岸部地区



下井 繁



橋本 家平

山田地区



川上 光男



島中 秀樹



田口 末次



辻本 忠正

令和5年度 基本方針・事業計画

4月25日開催の第一回農業委員会において、令和5年度事業計画を決定しました。

△基本方針 概略▽

本年度の基本方針としましては、農業委員会の権限に属した農地法等の法令業務の厳正・適正な執行に努めるとともに、農地の利用の最適化推進のため管内の農地の利用状況調査・利用意向調査を実施してまいります。特に生産緑地や相続税等納税猶予適用農地については、その制度や税制上の趣旨を踏まえ農地が有効に利用されるよう当該農地の適正管理の指導を行うとともに、生産緑地の問題については、農業者の代表として、吹田市と連携し、情報の提供や相談等に特に力を入れます。

さらに、農業委員会系統組織運動に呼応し、農業委員会活動の強化に取り組みとともに、都市農地のもつ多面的機能・役割を活用した都市型農業施策の推進を、市、政府その他関係機関に要請し、都市農業の振興及び良好な都市環境の形成に資するため「農」のあるまちづくりの推進に取り組んでまいります。

△事業計画 項目▽

- ① 農地パトロール(利用状況調査)
- ② 農事相談
- ③ 委員研修

④ 農政専門委員会の活動

⑤ 意見交換会の開催

⑥ 農業者研修会

⑦ 意見の公表等

⑧ 情報提供活動

⑨ 学童農園

⑩ 農地台帳の整備調査

「農地パトロール」の実施について

事業計画にあります「農地パトロール」については、例年、9月頃に実施してまいります。農地を引き続き適正に管理いただきますようお願いいたします。

下限面積要件廃止のお知らせ

農地法第3条に基づく許可を受け、農地の所有権の取得や使用権等の設定等を受けるための要件の一つとして、「申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること(吹田市では20アール)」がありました。この下限面積要件が令和5年4月1日から廃止されました。

農業者研修会を

開催しました

日時 令和5年2月9日(木)

午後1時30分～4時30分

会場 吹田市文化会館(メイシアター)

参加者 市内農業者ほか

内容 ①情勢報告「都市農業・農地を

めぐる情勢」

報告者 大阪府農業会議

専務理事兼事務局長

鈴木 成氏

②説明「特定生産緑地・

屋外広告物について」

説明者 吹田市都市計画室職員

③講習会「農業安全使用講習会」

講師 クミアイ化学工業株式会社

西森 望氏



研修会の様子



学 童

農 園



平成13年度から始まったこの事業は、子供たちが農業体験を通して食べ物の大切さを学び、また生命の尊さや思いやりの気持ちを育むとともに農業理解を深めることを目的に実施しています。

農地を提供いただいている農家の皆様と実施校は次のとおりです。

農家	実施校
小田 龍太郎	佐井寺小学校
川上 光男	佐竹台小学校
楠本 豊	山田第一小学校
田口 末次	北山田小学校
中尾 敏雄	西山田小学校
野本 昭隆	豊津第二小学校
橋本 家平	東佐井寺小学校
由上 ミヨ子	山田第二小学校
吉田 俊之	山田第三小学校
(吹田市地域経済振興室)	山田第五小学校
	千里第三小学校
	豊津第一小学校
	江坂大池小学校
	千里新田小学校
	岸部第一小学校
	吹田第一小学校
	吹田第六小学校
	吹田南小学校
	片山小学校
	岸部第二小学校

(敬称略)

農地転用等の実績について (令和4年度)

	件数	面積(m ²)
農地法第3条 (農地の権利の移動)	1	651
農地法第4条 (権利の移動を伴わない転用)	27	14,026
農地法第5条 (権利の移動等を伴う転用)	19	32,792
農地法第18条 (賃貸借の合意解約の通知)	1	631
相続税の納税猶予適格者証明書	3	2,411
引き続き農業経営を行っている旨の証明書	42	—
諸証明他	49	—



佐井寺小学校 田植えの様子

全国農業新聞

全国農業新聞を購読してみませんか

最新の農業情勢について分かりやすく解説し、農業者の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

◆ 購読料 月額 700円

◆ 発行日 毎週金曜日

お申し込みは、お近くの農業委員
又は農業委員会事務局へ



なくそう、無断転用

農地を農地以外の用途に変更する場合には、農地法第4条または第5条の規定による届出が必要です。
農地転用届出をしないで無断転用した場合は、農地法に違反することになります。

農業者年金に 加入しませんか



国民年金第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば加入できます。

〈お問合せ先〉

吹田市 農業委員会事務局

(吹田市役所 高層棟7階703番窓口)

TEL 6384-2792